

# まちづくりだより

— 地域協議会の廃止とその対応 —

宮崎市は、平成18年に導入した地方自治法に基づく地域自治区制度を見直し、令和7年3月末をもって地域自治区制度（地域協議会）を終了することになりました。

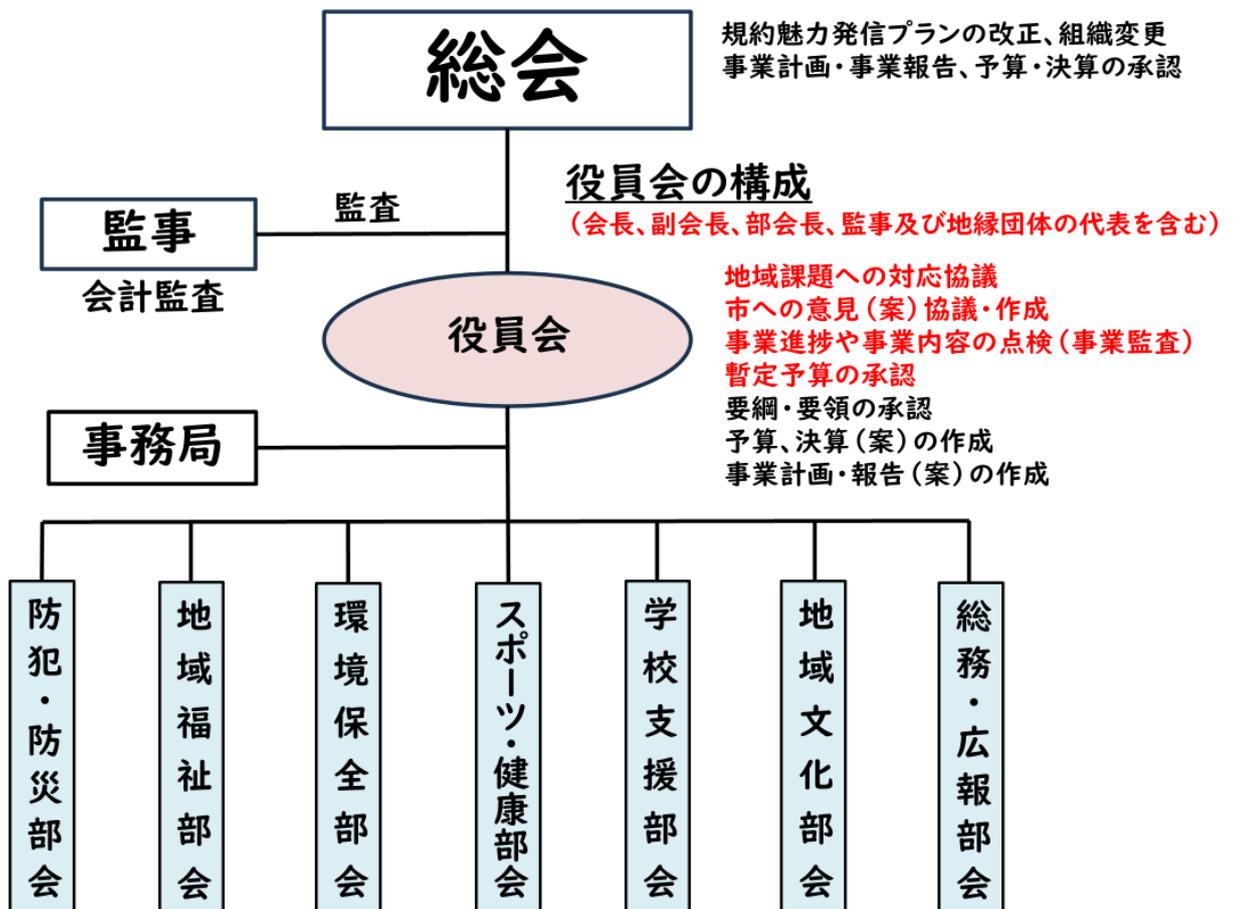
そこで「地域協議会」と「まちづくり推進委員会」の代表者による協議の結果、地域協議会の機能をまちづくり推進委員会の中に取り込み継続して「地域まちづくり」の活動を推進することにしました。

その為、規約・組織を含めた対応が必要となっております。

令和7年度総会で推進委員各位の協議をお願いするとともに、今後とも「地域まちづくり」の推進とご支援をいただきますようお願いいたします。

以下制度変更に伴う対応案の概要を示します。

## 「地域まちづくり新組織」（案）



組織図の中に赤字で表記している部分を従来組織に追加

## 組織・規約の改訂概要

- ①. 推進委員会の位置づけを変更する。  
協議会が認めた団体→市長の認定を受けた団体（申請済み）
- ②. 活動交付金と運営補助金を一本化する。
- ③. 年度配分額の2割を執行残額として繰越すことができる。  
→大宮では過去2割以上の執行残額は発生していない。
- ④. 会長・部会長等への報酬を認める。  
→費用弁償にて対応する。
- ⑤. 有償ボランティアを認める。  
→適用については役員会で可否を判断する。
- ⑥. 半日事業でもスタッフに対する弁当の支出を認める。  
→全体の公平性を確保して適用する。
- ⑦. 地域内の公共の用に資する工事（防犯灯の設置等）の支出を認める。  
→防犯灯は自治会に対応していただく。
- ⑧. 事業提案（チャレンジ制度）を新設  
→現状では実施の予定はない。
- ⑨. 予算執行状況の確認  
毎月地域事務所等が予算の執行状況について確認する。  
→大宮では予算執行について都度確認をいただいている。